

No.	分類	問合せ内容	回答・対応
1	目的	なぜ被扶養者資格の再確認作業を行うのですか？	健康保険法施行規則50条に基づいて行い、保険料負担の抑制のため、保険給付の適正化及び高齢者医療制度において各医療保険者が負担する納付金等の適正化を図ることを目的としています。
2	目的	削除となる被扶養者の届出をせず、被扶養者のままにしておくとうなるのですか？	みなさまが医療機関等に受診される際の医療費等は健康保険の保険料から充てられています。一方高齢者の医療費は税金、本人負担に加え各医療保険制度からの拠出金等により賄われていますが、こうした拠出金も健康保険の保険料から充てられます。この拠出金の計算には各々の制度の前期高齢者の加入率に応じて算出されます。このため、削除されるべき扶養者様をそのままにしておきますと、医療保険への二重加入が生じ、協会けんぽが負担する拠出金等の額が過大に算出されることとなり、みなさまの保険料負担も増えることがあります。
3	目的	再確認を行った場合の効果額はどれくらいですか？	平成29年度に実施しました結果、被扶養者から除かれた方は全国で約7.6万人(平成29年10月末現在)となり、削除による効果は18億円程度(高齢者医療制度への負担)となりました。
4	実施方法	被扶養者状況リスト等の発送時期や提出期限はいつですか？	平成30年6月15日(金)から平成30年7月13日(金)までの5回に分けての発送となります。被扶養者状況リストの提出期限については、発送日に関わらず、すべて平成30年8月17日(金)となっています。(返信用封筒(料金受取人払い)の有効期限は平成31年3月31日です。)
5	実施方法	提出期限後に提出して問題ないですか？また、提出しなかった場合に問題はありますか？	ご提出は提出期限(平成30年8月17日)までをお願いします。なお、提出期限までに提出がない場合は、後日、勧奨を行う場合があります。被扶養者資格再確認業務の主旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。
6	実施方法	提出期限までに一部の扶養家族について確認ができません。確認ができた分だけを先に提出をしてもよいですか？	被扶養者状況リストはまとめてご提出をお願い致します。提出期限までに提出がない場合は、後日、勧奨を行う場合があります。
7	実施方法	被扶養者再確認は全員の被扶養者の方が対象ですか？	今回の資格再確認は、平成30年5月11日現在、協会けんぽの被扶養者として認定されている方で、次の条件に該当しない方を対象としています。 ○平成30年4月1日において18歳未満の被扶養者(平成12年4月1日生まれの方は対象となります。) ○平成30年4月1日以降に被扶養者の認定を受けた被扶養者 ○任意継続被保険者の被扶養者 なお、対象外の方についてもリストに記載されていますが、その場合はリストの備考欄に「確認不要」と記載されています。(すべての被扶養者の方が確認対象外の場合は、被扶養者状況リスト等の送付を行いません。)
8	実施方法	「被扶養者状況リスト」の備考欄に「確認不要」と記載されている被扶養者がいます。	現在被扶養者様として認定されていますが、(18歳未満の方や、平成30年4月1日以降に扶養認定された方で)今回資格の再確認を行う必要のない方です。ただし、扶養から削除すべき方がいらっしゃる場合は、管轄の年金事務所(事務センター)で該当被扶養者様の削除手続きを行ってください。
9	実施方法	「被扶養者状況リスト」をリストではなく、被保険者毎で送付してほしい。	「被扶養者状況リスト」に関しましては、郵送費・印刷費にかかる費用の削減や事業所によっては、リスト方式による事務負担減のご意見もあり、リスト方式で実施することとしております。ご理解いただきますようお願いいたします。
10	実施方法	被扶養者状況リストを別の住所宛てに送付していただけますか？	本部(東京)より一括となりますので、別送はできません。事業所所在地を変更された場合は、速やかに年金事務所(事務センター)へ事業所の住所変更届をご提出ください。
11	実施方法	営業所が離れているため、別々に送付してほしい	申し訳ございませんが、適用事業所単位での送付となります。
12	実施方法	なぜ、「労働保険の年度更新」や「算定基礎届」が実施されるこの時期に行うのですか？	高齢者の医療費にかかる拠出金については、主に前期高齢者の加入率に応じて算出されます。昨年度も「就職したが削除する届出を年金事務所へ提出していなかった。」などの二重加入や、収入超過による削除の届出漏れが多く見受けられましたが、加入者(被扶養者)の方の人数を早期に適正な人数とする必要があるため、年度の早期に実施することとしています。
13	実施方法	被扶養者異動届の提出先が今後変わるのですか？	被扶養者異動届(新規の加入など)につきましては、今までどおり日本年金機構(事務センター)となります。なお、今回の被扶養者資格の再確認に関する被扶養者状況リスト及びそれに伴う被扶養者調書兼異動届に関しては当協会へのご提出となりますが、被扶養者調書兼異動届につきましては、当協会でご受付後、日本年金機構(事務センター)へ送付させていただき、事務処理後、日本年金機構(事務センター)より決定通知書を事業主様へ送付します。
14	実施方法	今までの再確認業務と違うところはあるのですか？	本年度は、海外に在住している被扶養者の方について☑欄を追加しています。現在も変わらず被扶養者の方が、海外に在住している場合は☑(チェック)をしてください。
15	実施方法	どのように再確認業務を行うのですか？	平成30年度においても被扶養者資格の再確認は、二重加入を中心に行いますので、事業主様におきましては、所得税法上の扶養親族の確認もしくは被保険者様本人への確認(口頭・文書等)により、健康保険の被扶養者要件を満たしているかをご確認いただけます。確認の結果、被扶養者状況リストへのご記入(☑)や被扶養者調書兼異動届(削除対象者がいる場合)のみ提出へ記載していただくこととなります。

No.	分類	問合せ内容	回答・対応
16	実施方法	税法上の控除対象となっていない扶養家族について、被保険者にどのような方法で確認を行えば良いですか？	被扶養者へのご確認は、任意の方法(口頭・文書)で行ってください。なお、文書にて確認する方法として、協会ホームページに「健康保険被扶養者資格再確認調査票」を掲載していますので、ご利用ください。
17	実施方法	所得税法上の扶養親族とはどのような方ですか？	ここでいう所得税法上の被扶養者とは「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に記載している方です。一般的には扶養家族の中で所得が38万円以下の方となりますが、詳しくは最寄りの税務署にご確認するか、または、国税庁のホームページをご覧ください。
18	実施方法	現段階で今年も税法上の扶養親族に該当するかわかりませんが、どうすればいいですか？(昨年が該当していればいいですか？)	「平成31年分給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に記載した方が対象となります。「税法上の扶養親族」に該当するのかわからない場合は、健康保険の扶養認定基準に該当しているのか文書または口頭で確認をお願いします。
19	実施方法	収入証明などが不要であれば確認にならないのではないですか？	扶養再確認業務は、主に二重加入(就職などにより勤務先で健康保険にご自身で加入した方の被扶養者削除の届出が未提出)になっていないかを確認します。所得税の控除についての処理は行われていたものの、被扶養者削除の手続きが漏れている方の件数が少なからずあるため、有効であると考えています。
20	実施方法	所得証明書などの添付は必要ですか？	平成30年度の再確認業務においても前年度同様、添付するリストをもとに事業主様にて二重加入がないか確認していただく方法となります。そのため、収入証明や住民票等の添付書類については、事業主様の負担とならないよう省略することとしています。
21	実施方法	関係会社数が数社ありますが、被扶養者状況リスト等が届いている事業所と届いていない事業所がありますがどうしてですか？	誠に申し訳ございません。本部(東京)から6月15日から7月13日にかけて順次発送(5回に分けて)をしていますので、もう少しお待ちください。 ※確認対象者が1名もない場合は送付されません。
22	状況リスト	被扶養者状況リストにはどのように記入したら良いですか？	①確認の結果、被扶養者から削除される場合 →「 <input type="checkbox"/> 被扶養者調書兼異動届を添付」欄に <input checked="" type="checkbox"/> (チェック)してください。 併せて、削除される被扶養者の「被扶養者調書兼異動届」(同封)を記入し、該当被扶養者の被保険者証・高齢受給者証・限度額定期用認定証・特定疾病療養受療証等も併せて添付してください。  ②「被保険者資格喪失届」、「被扶養者(異動)届」を日本年金機構(事務センター)へ提出済みの場合 →「 <input type="checkbox"/> 日本年金機構へ届出済」欄に <input checked="" type="checkbox"/> (チェック)してください。  ③上記①、②のいずれにも該当しない場合 →「 <input type="checkbox"/> 変更なし」欄に <input checked="" type="checkbox"/> (チェック)してください。 →海外在住の場合「 <input type="checkbox"/> 海外に在住している」にも <input checked="" type="checkbox"/> (チェック)してください。  なお、いずれの場合も、状況リストの右下に事業主名称等のご記入と事業主印の押印をお願いいたします。(被扶養者状況リストが複数枚となる場合には1枚目のみで差し支えありません。)
23	状況リスト	今回から、「 <input type="checkbox"/> 海外に在住している」欄が追加されていますが、なぜ確認が必要なのですか？	平成30年3月より、海外にお住まいで日本国内に住所を有さないご家族の扶養認定についての取り扱いが統一されました。取扱いの変更により、海外在住者の方を把握するために、 <input checked="" type="checkbox"/> 欄を設けております。現在も変わらず被扶養者の方が、海外に在住している場合は <input checked="" type="checkbox"/> (チェック) をしてください。 《取扱いの変更点》 扶養認定を受ける際に、家族関係・収入関係の証明書類の提出が必須となりました。(証明書類がない場合は、扶養認定されません。)また、被扶養者資格の再確認でも、同様の確認が必要となります。
24	状況リスト	「海外に在住している」の場合、添付書類が必要ですか？	今回お送りした、被扶養者状況リストには添付の必要はありませんが、今年度内に、現在も扶養の要件を満たしているかを証明書類にて確認いたします。後日、事業主様に対してご案内をお送りしますので、ご対応いただきますよう、お願いいたします。
25	状況リスト	被扶養者状況リストを紛失したので、再度送付してもらえませんか？	被扶養者状況リスト・マイナンバー確認リスト専用ダイヤルへご連絡ください。再度送付いたします。 <b>0570-200-455</b> (月～金曜日 8:30～17:15 ※土・日・祝日は除く) なお、再作成した被扶養者状況リストは複写様式ではありません。
26	状況リスト	被扶養者状況リストに名前がない従業員がいるのはなぜですか？	被扶養者がいない被保険者の方は記載しておりません。
27	状況リスト	既に退職や扶養削除のため、年金事務所への届出済みですが、被扶養者状況リストに記載されているのはなぜですか？	平成30年5月11日現在のデータにて印刷しております。その直前に年金事務所(事務センター)へ「被扶養者資格喪失届」や「被扶養者異動届」を提出していただきましても、年金事務所で処理されていないものについては印刷がされています。その際はリストの「 <input type="checkbox"/> 日本年金機構へ届出済」欄に <input checked="" type="checkbox"/> を(チェック)をお願いします。 ※届出を提出して数カ月経過しているにもかかわらず、リストに記載されている場合には、恐れ入りますが年金事務所へご連絡をお願いします。

No.	分類	問合せ内容	回答・対応
28	状況リスト	既に退職していますが、年金事務所への届出がもれていました。	「被保険者資格喪失届」の届出がお済みでない場合は、管轄の年金事務所(事務センター)に届出をお願いいたします。なお、被扶養者状況リストには「 <input type="checkbox"/> 日本年金機構へ届出済」欄に <input checked="" type="checkbox"/> を(チェック)をお願いします。
29	状況リスト	現在、被扶養者に認定されているが、送付されてきた「被扶養者状況リスト」に記載されていない者がいます。追記しなければなりませんか？	追記の必要はありません。 今回送付した「被扶養者状況リスト」は平成30年5月11日現在、協会けんぽの被扶養者様として認定されている方となります。該当者はその日以降に扶養認定の処理がされた方と思われます。なお、記載のない方を追記する必要はありません。
30	状況リスト	記載した被扶養者状況リストは2枚複写となっておりますが、両方とも提出するのですか？	被扶養者状況リストは2枚複写(1枚目協会けんぽ提出用、2枚目事業主様控)となっており、1枚目のみ協会けんぽにご提出していただき、2枚目は事業主様控として保管をお願いします。
31	状況リスト	従業員が多くて、被扶養者状況リストが複数枚になるが、リスト全てに事業主印の押印が必要ですか？	被扶養者状況リストが複数枚となる場合には、事業所名称等の記入・事業主印の押印は1枚目のみで差し支えありません。 また、「被扶養者状況リスト」は複写式となっておりますが、2枚目(控)は事業主控えとなりますので、事業主において保管をお願いします。 なお、被扶養者調書兼異動届を提出する場合は、後日、「決定通知」を日本年金機構(事務センター等)より送付します。
32	状況リスト	被扶養者状況リストを提出するとその結果通知などはあるのですか？	被扶養者状況リストのみ提出の場合、結果通知等はありません。 被扶養者調書兼異動届を提出している場合は、後日、異動届の決定通知が日本年金機構より送付されます。
33	状況リスト	被扶養者状況リストの事業主控に協会けんぽで受付した受領印を押して返却してほしい。	被扶養者状況リストは、協会事務局にて一括して回収・仕分けをする方法としており、個別に受領印を押してお返しすることは困難となります。 なお、返却用として被扶養者状況リストのコピーなどの同封もお断りさせていただいております。円滑な事業実施にご協力をお願いいたします。 どうしても受領印を押して返却を希望される場合は、同封の返信用封筒は使用せず、受領印を押した控えを希望される旨メモなどを添付のうえ、直接協会けんぽ支部への提出(郵送)を依頼してください。
34	異動届	同封されている被扶養者調書兼異動届はどのような時に使用するのですか？	被扶養者資格の再確認の結果、削除される被扶養者様がいる場合は、同封されている「被扶養者調書兼異動届」をご記入の上、該当被扶養者様の被保険者証(高齢受給者証・限度額適用認定証・特定疾病療養受療証等)を添付してください。 《提出にあたっての注意事項》 ○異動届は被保険者単位となっておりますので、削除される被扶養者がいる被保険者の方が複数いらっしゃる場合は、該当する枚数分のご提出が必要となります。 ○被保険者の欄に被保険者様の押印(被保険者が自署した場合は省略可)が必要となります。 ○「被扶養者調書兼異動届」の記入誤りを訂正した場合は、2重線で抹消して被保険者欄の被保険者印と同じ印で訂正印を押してください。 ○当様式は協会けんぽ被扶養者資格再確認実施時(削除)専用となっておりますので、被扶養者の方の追加や氏名変更等にはご使用いただけません。申し訳ございませんが、年金事務所にごまます被扶養者異動届をご利用ください。なお、日本年金機構のホームページからも被扶養者異動届をダウンロードすることができます。
35	異動届	年金事務所に直接「健康保険被扶養者調書兼異動届(削除用)」を提出しても問題ありませんか？	被扶養者状況リスト及び被扶養者調書兼異動届の提出先は協会けんぽになります。同封の返信用封筒でご提出をお願いします。
36	異動届	削除する者の被保険者証が見当たりません。どうしたら良いですか？	どうしても被保険者証が見当たらない場合は、「健康保険被保険者証回収不能届」を添付してください。 ※「健康保険被保険者証回収不能届」は、インターネットで印刷できる環境がございましたら、協会ホームページに掲載していますので、印刷してご利用をお願いいたします。インターネットのご利用ができない方
37	異動届	保険証が回収できていないため後日返却でもいいですか？また後日返却する場合はどうすればいいですか？	被扶養者調書兼異動届(削除用)に保険証が添付できない場合は、「健康保険被保険者証回収不能届」に理由を記入してください。 なお、被扶養者調書兼異動届(削除用)の提出後に回収された保険証については、その旨がわかるようにメモ等を添付したうえで、協会けんぽ管轄支部へ返却をお願いいたします。
38	異動届	税法上の被扶養者等になってはいるが、現在は健康保険の被扶養者としての要件を満たしていない場合はどのようにすれば良いのですか？	被扶養者状況リストの「 <input type="checkbox"/> 被扶養者調書兼異動届を添付」欄に <input checked="" type="checkbox"/> (チェック)してください。 併せて、削除される被扶養者の「被扶養者調書兼異動届」(同封)を記入し、該当被扶養者の被保険者証(70歳以上75歳未満の方は高齢受給者証。交付を受けている場合は限度額適用認定証・特定疾病療養受療証等も併せて)を添付してください。
39	異動届	収入超過で扶養から外し、国民健康保険へ切り替えを行います。被扶養者調書兼異動届を提出すれば資格喪失証明書(扶養削除)を交付していただけますか？	資格喪失証明書(一般分)は協会けんぽでは発行できません。資格喪失証明書(一般分)は事業主または年金事務所長が発行できるものとなっております。年金事務所が発行の証明書が入り用の場合は、通常の異動届と資格喪失証明申請書を管轄の年金事務所へ直接ご提出ください。 なお、その場合は状況リストの「 <input type="checkbox"/> 届出済」欄に <input checked="" type="checkbox"/> を(チェック)してください。

No.	分類	問合せ内容	回答・対応
40	異動届	扶養でなくなった日の基準を教えてください。	扶養でなくなった日は事由により次のとおりとなります。 ア 収入超過……事実発生日(収入に変動があった事実が発生した日) (例:時給が上がり収入が増えるきっかけとなった日) ※不明な場合は申出日を記入してください。 イ 就職……就職年月日 ウ 死亡……死亡日の翌日 エ 離婚……離婚年月日 オ 75歳到達……該当日(75歳の誕生日等)
41	異動届	被扶養者状況リストに記載されています生年月日・続柄等がまちがっていますが、どうすればいいですか？	その方の手続きをされた時の被扶養者異動届の事業主様控「副」をご確認いただき、年金事務所に相談していただくこととなります。なお、このリストや同封の「健康保険被扶養者調書兼異動届(削除用)」では変更(訂正)できません。
42	異動届	扶養家族の氏名が変わりましたが、被扶養者状況リストを訂正することで新しい保険証を交付していただけますか？	被扶養者状況リストや同封の健康保険被扶養者調書兼異動届は今回の被扶養者再確認専用で、扶養削除にしか使用できません。扶養家族の方の氏名変更につきましては、被扶養者異動届に保険証を添えて年金事務所へご提出してください。なお、日本年金機構のホームページからも被扶養者異動届をダウンロードすることができます。
43	異動届	同封されてきた「被扶養者調書兼異動届」は今後の異動届として使用できますか？	当様式は協会けんぽ被扶養者資格再確認実施時(削除)専用となります。今回の再確認による削除以外での使用できません。
44	異動届	「被扶養者調書兼異動届」を協会あてに提出して数日経過しましたが、「決定通知」が送付されません。いつ頃届きますか？	提出のあった被扶養者調書兼異動届については、協会けんぽでの内容確認や日本年金機構事務センターへの回送、年金事務センターでの入力処理等がありますので、「決定通知」の送付までに1~2ヶ月程度お時間をいただくこととなります。事業主様にはご迷惑をおかけいたしますが今しばらくお待ちください。
45	提出方法	返信用封筒には、協会けんぽに提出する別の申請書(保険給付費や任意継続被保険者の申請書)を同封して良いですか？	ご提出していただいた返信用封筒は、一度、協会けんぽ本部(東京)に送られる為、被扶養者の再確認の書類(被扶養者状況リスト・被扶養者調書兼異動届)のみにご使用してください。
46	提出方法	事務所の所在地が変わった場合、被扶養者状況リスト等の提出はどうすれば良いですか？	被扶養者の削除があり、被扶養者調書兼異動届を添付される場合には、同届書の「事業所整理記号(年金)」欄に変更後の記号をご記入ください。また、被扶養者状況リストや被扶養者調書兼異動届の事業所所在地欄については、変更後の所在地を記入してください。提出先は協会けんぽ事務局(返信用封筒)となりますので、そのまま返信用封筒をご使用ください。
47	その他	被扶養者情報を紙ではなく、データで提供してほしい。	被扶養者状況リスト・マイナンバー確認リスト専用ダイヤルへご連絡ください。  0570-200-455(月~金曜日 8:30~17:15 ※土・日・祝日は除く)
48	その他	複数事業所分の被扶養者状況リスト等を取りまとめて送付する場合、1つの封筒にまとめて送付していいですか？	事業所単位でお送りください。(事業所単位で送付する返信用封筒(協会事務局私書箱)をご使用ください。) ※回収後の被扶養者状況リストなどは、事業所単位で仕分けを行います。ご協力をお願いいたします。
49	その他	リーフレットや被扶養者調書兼異動届、返信用封筒(本部行き)を再度送ってもらえますか？	必要な部数をお送りさせていただきます。 被扶養者状況リスト・マイナンバー確認リスト専用ダイヤルへご連絡ください。 0570-200-455 月~金曜日 8:30~17:15 ※土・日・祝日は除く  ※なお、リーフレットや被扶養者調書兼異動届につきましては、協会ホームページに掲載していますので、印刷してご利用いただくことも可能です。
50	その他	国民年金第3号被保険者が被扶養者から削除される場合、別に国民年金の届出が必要となるのですか？	国民年金第3号被保険者である方が、健康保険の被扶養者から削除される場合は、健康保険被扶養者調書兼異動届の他に、国民年金の種別変更の手続きが必要となります。国民年金第1号被保険者となる場合は、住民票のある市区町村役場にて手続きを行う必要があります。詳しくは、市区町村役場の国民年金担当または年金事務所にお問い合わせください。
51	その他	次回の被扶養者資格の再確認はいつ行うのですか？	毎年実施する予定です。保険料に関わるため、今年同様のスケジュールになる事が考えられますが、現在未定です。スケジュール等が決まりましたら、広報させていただきます。
52	その他	事業所が閉鎖・倒産している場合の記入と提出方法はどちらになりますか？	お手数をおかけしますが、リストの提出をお願いいたします。 その際、リストには「日本年金機構へ届出済」に☑をしてください。 なお、日本年金機構への届出がお済でない場合は、資格喪失届と全喪届を日本年金機構(事務センター)へご提出ください。
53	その他	被扶養者状況リストの訂正に訂正印は必要ですか。必要な場合は事業主印となりますか？	二重線で削除・訂正のうえ、訂正箇所には事業主印で訂正印を押してください。